

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0401080
特例要望事項	職業経験を目的とした無給の労務提供による任用の容認
意見提出者名	津島市 市長公室まちづくり振興課
意見の要点	<p>インターンシップ制度を導入するにあたり、各自治体はやむを得ず民間の損害保険を利用しており、それ自体、インターンシップ制度に不備があることの現れである。</p> <p>臨時的任用であれば無給が許されるということか。</p>
意見に対する回答	<p>インターンシップとは、大学等の要請に応じ、学生が、職場において、実習・研修的な職業体験をする制度であり、各自治体の判断により取り組んでいるものであると承知している。したがって、このような制度の趣旨にかんがみ、実習中の事故等への対応策については、当然に当事者間において取り決めがなされるべきものである。</p> <p>先に回答したとおり、労働法規においても明らかなように、学生に労働者性をもたせる以上、常に賃金の支払い義務が生じる（学生側には賃金の請求権が生じる）ものであり、市が提案する、無給を前提とした任用制度は導入できない。市の意向として、就業経験を目的とする学生に守秘義務等を課したうえで責任ある業務に就かせたいということであったので、念のため、その要請を満たすための方法として、臨時的任用職員として任用することも考えられると回答したところであるが、憲法第27条及び労働法規の趣旨に照らし、臨時的任用の場合にも賃金の支払義務が生ずることは当然である。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0402010
特例要望事項	教育施設建設に関する寄附行為の緩和
意見提出者名	北海道増毛町
意見の要点	<p>地方財政法第4条の5の要旨では、「住民に対する割当的寄付金の強制徴収を禁止する」となっているが、地方財政法第27条の4の要旨では、政令で定めるものについては任意的税外負担も禁じて、住民負担の適正化を図るものとされている。その解釈として、自発的な寄付行為も禁止とならないか確認をお願いしたい。</p> <p>全国の市町村小学校の維持補修及び改築等に関し、住民の寄付行為の事例があったか。</p>
意見に対する回答	<p>地方財政法第27条の4の「負担を転嫁してはならない」との規定は、「負担させてはならない」(例：地方財政法第27条の2)との規定が自発的なものを含めた負担の禁止を定めているのとは異なり、自発的な寄付金までも排除しようとするものではない。したがって、真に自発的な寄付金であれば、地方財政法第27条の4に違反するものではない。</p> <p>なお、各地方公共団体における個別の寄附収入の事例については特段把握していない。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0402040
特例要望事項	地方公共団体から国、独立行政法人又は公団等に対する寄附金等の支出制限の緩和
意見提出者名	横浜市
意見の要点	地方公共団体から国、独立行政法人又は公団等に対する寄附金等の支出制限緩和については、平成14年11月1日の政令改正により可能、とのことであるが、この改正によって可能とされたのは研究開発等であり、市有地の無償貸与は含まれていないと考えるがどうか。また、もし市有地の無償貸与が含まれていない場合には、研究機関の誘致による地域活性化のため、更なる政令改正によりこれを可能とされたい。
意見に対する回答	政令第12条の3第7号における、当該研究開発等の実施に要する経費の負担には、土地の使用料の減免(無償貸与)も含まれ得るものである。
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0403040
特例要望事項	都市計画税の課税免除の権限の特別区への委譲及び特区税の創設
意見提出者名	千代田区
意見の要点	<p>本特区は、課税権の委譲を求めることを目的とするものではない。 まちづくり制度の構造改革を目指したもので、「規制緩和」という枠組みを超えた提案となっていることに御理解をいただきたい。</p> <p>課税権については、新たなしくみの創設の中、本来市町村税である都市計画税が特別区部において都税となっている現状の一部見直しをも含め、総合的な検討が行われるべき。</p> <p>本特区の本質は、現行法制度内における部分的かつ一過性の規制緩和ではなく、制度そのものの基本構造を改革することにより、地域自らの創意工夫による自立と活性化を目指すものであることを十分ご配慮いただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>課税権のないものに課税免除の判断を委譲することは法制的にあり得ない。</p> <p>なお、本税について現在課税権をもっている東京都との議論も必要ではないか。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0403260
特例要望事項	バイオ燃料と軽油の混合使用による軽油に対する混合割合に応じた軽油引取税の課税
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>今回の提案は、バイオディーゼル推進の立場から、バイオディーゼル購入者が負担する軽油引取税が合理的なものとなるように、バイオディーゼルの軽油に混和した場合、都道府県の判断で軽油部分にのみ軽油引取税を課税できるように地方税法の特例を提案したものである。</p> <p>軽油引取税の減収分を国が補てんするといった従来型の財政措置を求めているものではない。</p>
意見に対する回答	<p>今回の提案の内容は、燃料炭化水素油の消費者等に対する従来型の財政措置に当たるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0403280
特例要望事項	外貿コンテナターミナル内荷役機械に対する免税軽油の適用
意見提出者名	福岡県・福岡市
意見の要点	<p>今回の提案は、近年の外貿貨物輸送のコンテナ化に伴う外貿コンテナターミナルにおける新たな荷役形態において、明らかに公道を走行せず当該コンテナターミナルという限定された区域のみを走行する荷役機械に対する取り扱いであり、従前の港湾における荷役機械の運用とは異なるものである。</p> <p>よって、今回の提案は、現行の空港ターミナルと同様な形態で運用している外貿コンテナターミナルにおいても、地方税の取り扱いについては空港と同様に免税軽油の適用すべきと考えられるものである。</p>
意見に対する回答	<p>今回の提案の内容は、軽油引取税の課税免除要望そのものであり、従来型の財政措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0403310
特例要望事項	企業にリースする県営産業団地に係る国有資産等所在市町村交付金の廃止
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>本特区は、所在市町村の同意を得る中で、県が支出する国有資産等所在市町村交付金の交付義務を読みはずすことを提案したもの。</p> <p>市町村においては、企業の誘致を目的として、誘致企業に対する固定資産税の免除を3年程度の年限を限って行っているところがたくさん存在。</p> <p>市町村の同意を得て交付金支出を伴わずに産業団地のリースを進めることが十分可能。</p> <p>自治体同士の合意を尊重するとの姿勢に立ち交付金の支払い義務付けは、緩和すべき。</p>
意見に対する回答	<p>今回の提案の内容は、得られる効果として、固定資産税の減免措置等と何ら変わるところなく、従来型の財政措置に他ならない。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0404120
特例要望事項	他の防油(液)堤配管の通過制限撤廃
意見提出者名	茨城県
意見の要点	<ul style="list-style-type: none">・他の防油堤配管の通過は、法改正前には認められており、これを原因として災害が発生した事例はない。また、遠隔操作による緊急遮断弁の設置等、技術革新を活かした代替措置を講じることで、当該規制緩和は可能と考える。
意見に対する回答	当該基準は、防油堤の本来機能を担保すること、災害発生時の消防活動の障害とならないようにすること、及び想定していない危険物による防油堤からのあふれを防止することなどを目的に規定されている。従って、当該基準を緩和することは危険物保安の観点から適当ではない。
担当省庁名	総務省消防庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0404130
特例要望事項	合同事業所内の危険物配管通過制限の撤廃
意見提出者名	茨城県
意見の要点	<p>・一般公道等、事業所用地以外を通過する移送取扱所配管ではなく、あくまで一元的に保安管理が行われている事業所(合同事業所)における、危険物配管通過を要望する。</p>
意見に対する回答	<p>第三者敷地を通過する配管で、概ね100mを超える場合は、移送取扱所として規制される。</p> <p>ただし、当該提案内容に関して、提案主体である県及び事業所に確認したところ、新設を考えていた第三者の敷地を通過する配管については、当該長さが100m以下であり、そもそも一般取扱所として取り扱うこととしているものであったことが判明した。</p>
担当省庁名	総務省消防庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0404140
特例要望事項	過酸化水素(第6類酸化性液体)の保有空地の縮小
意見提出者名	茨城県
意見の要点	<ul style="list-style-type: none">過酸化水素は、生産工場及び管理範囲内でのデリバリー設備内における過酸化水素は、不安定なものではなく、非常に安定したものであること。
意見に対する回答	過酸化水素は、酸化危険性が一定以上のものが危険物に指定されているものであり、消防法第2条第7項における危険物に指定されているものである。
担当省庁名	総務省消防庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0404150
特例要望事項	移送取扱所に関する規制緩和(耐圧試験基準の緩和)
意見提出者名	茨城県
意見の要点	<ul style="list-style-type: none">・ 窒素等の不燃性気体を用いての漏えい試験とした場合であっても、確認するに十分な耐圧試験結果を得ることが可能。
意見に対する回答	耐圧試験に係る基準は、液体の危険物を高圧下で取扱う移送取扱所の性質に基づき、当該配管が確実な耐圧性能を有し漏えいその他の異状がないことを、精度高く、かつ安全に確認し、移送取扱所の配管に係る基準を担保するための最低限のものであり、基準を緩和することはできない。
担当省庁名	総務省消防庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0404160
特例要望事項	移送取扱所に関する規制緩和(配管等材料規格の緩和)
意見提出者名	茨城県
意見の要点	<p>・低圧化(1MPa以下)の取扱いであって、さらに、自動車荷重、土圧等の影響を受けない状況下で使用する場合には、配管用炭素鋼鋼管でも漏えいその他の危険を生じさせるものではない。</p>
意見に対する回答	<p>配管の材料規格においては、土圧の他、配管等の内圧、地震の影響などの各種荷重によって生ずる応力に対して総合的に勘案して十分耐えうることが必要要件である。従って、検討すべき荷重の一部である土圧だけを考慮して一般配管用炭素鋼鋼管へ基準を緩和することは適当ではない。なお、現状にあって移送取扱所の漏えい事故発生率は他の危険物施設のそれに比べて非常に高く、移送取扱所の漏えい事故発生率を低減させていくことが必要と考えており、そのための保安対策の見直し・充実が必要と考えているところである。</p>
担当省庁名	総務省消防庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0404170
特例要望事項	20号タンクの完成検査適用除外範囲の拡大
意見提出者名	茨城県
意見の要点	・20号タンクの適用除外範囲の拡大(指定数量の5分の1未満から、指定数量未満(但し、容量は1000リットル未満に限る。))への拡大。
意見に対する回答	政令第9条第1項第20号の適用除外自体が例外規定である。当該適用除外における、さらなる指定数量要件の緩和は、危険物保安の観点から適当ではない。
担当省庁名	総務省消防庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0404180
特例要望事項	仮設実験施設における実証実験にかかる危険物取扱い制度の創設
意見提出者名	茨城県
意見の要点	・ 例外規定の適用範囲拡大(当初提案内容)ではなく、現行の危険物仮取扱い制度を準用することによる新たな制度の創設を望む。
意見に対する回答	非定常作業時における危険物の貯蔵又は取扱いは、事故事例が多く、定常作業時に比べ危険性が高い。仮貯蔵又は仮取扱いは、その危険性を鑑みて本来であれば当然に市町村長等の許可を受けて行うべきところを、便宜上特別に認められるものであるから、最長で10日間とはしているが、危険物保安の観点から可能な限り短い期間であるべきと考える。なお、他の保安関係法令(高圧ガス保安法等)については、一時的な利用を認める規定は存在しない。
担当省庁名	総務省消防庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405070
特例要望事項	電力線搬送通信に関する規制緩和
意見提出者名	横浜市
意見の要点	電力線搬送通信の地下階部分での実施において懸念される地上部分への漏洩については、トランスやフィルター、電磁波シールド(配管等)を用いることで防止することができると考えられる。このため、再検討をお願いしたい。
意見に対する回答	そもそも、例示されたような措置を電力線に対して講ずることが、他の法令上認められ得るものであるか否か不明である。 また、そのような措置を講ずることによってどの程度漏えい電波を低減することができるかについても、現在のところ不明である。 このため、漏えい電波を低減する技術の開発や実施可能な措置の検証が必要であり、現在、そのための実験を行うことが可能となるような制度化を検討しているところである。
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405090
特例要望事項	構内無線局への周波数ホッピング方式の適用
意見提出者名	世田谷区
意見の要点	<p>構内無線局に周波数ホッピング方式を認めるための省令、告示の改正が来年度始めとされているがその日程は確定されたものであるか。また、その施行日はいつになるか。</p> <p>あわせて、業界標準の作成について伺いたい。</p>
意見に対する回答	<p>関係省令の改正を行うためには、電波監理審議会に諮問し、意見の聴取を行うことが電波法により定められており、現在電波監理審議会に諮問するための省令案について検討中である。電波監理審議会より答申を得た後、官報に改正省令を公布する必要があるが、この官報への公布がなされた日に施行されるのが一般的である。</p> <p>民間標準規格については、社団法人電波産業会が作成しているが、そのスケジュール等については社団法人電波産業会に問い合わせたい。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405100
特例要望事項	構内無線局の構内に設置した無線設備(リーダ)の移動制限の範囲の拡大
意見提出者名	世田谷区
意見の要点	2005年日本博覧会の各会場では、オープンスペースに集まった状態で一挙にチケットのICチップを読みとることで入退出の管理を簡便にし、同時に退出状況を含めて参加状態を把握したいので再要望する。
意見に対する回答	その場所における他の無線局の使用に影響が出ないようにすることとして構内無線局を開設することが可能である。
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405110
特例要望事項	特定小電力 RFID の空中線利得の向上
意見提出者名	世田谷区
意見の要点	特定小電力 RFID について、可能な通信距離について具体的な提示をお願いしたい。
意見に対する回答	<p>周波数ホッピング方式を用いた特定小電力システムの通信距離については、一例として情報通信審議会において検討されたケースでは、現状の3倍以上の約54cm()となる。ただし、これは単純にモデルケースとして計算したものであり、実際の通信距離は、周囲の電波環境、質問器、応答器の設置・運用環境、必要とする識別精度等により大きく異なるため、一概に決定できるものではない。個別のシステムの検討の際に、このような条件を加味して詳細な検討を行うことが重要と考える。</p> <p>なお、一般的には、長距離まで使用可能な質問器が近距離で利用されると他の用途やイベントで識別する応答器を誤って識別してしまう可能性が否定できず、使用が困難となる可能性があると思われる(13.56MHz帯を使用する実用システムでは、このような問題を起こさないようにするため、あえて出力を絞っていると聞いている。)</p> <p>(「2m程度」は、特定小電力システムの場合のモデルケースの通信距離ではない。)</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405130
特例要望事項	実験無線局の開設要件の緩和
意見提出者名	東京都
意見の要点	<p>免許手続きの簡素化といえども、免許取得にはコスト等の負担がある。提案のように免許制から届出制へ移行しても、今日の届出制の実態からすれば、事実上、所管省庁による必要最低限の事前チェックは担保されるところと考える。</p> <p>そこで、通信技術の発展の上からも、短期間であり、一定の地域であることから免許に準じる届出制として、負担の軽減を図るよう再度要望する。</p>
意見に対する回答	<p>実験局は、今までに存在しない送信方式について技術的に検証する無線局であることから、たとえ短期間で地域を限定し、出力、周波数帯域等について一定の条件を設けたとしても、他の無線通信に対し、広範な地域において多大な支障を及ぼす懸念があるので、総務大臣による必要最小限のチェックが必要であり、免許制度を採用しているところ。</p> <p>かかる観点から、実験無線局については、届出制とすることは適当でない。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405150
特例要望事項	5GHz帯無線アクセスシステムの利用の拡大
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>特区構想地域は内陸部の別荘地、山岳・高原地域を想定しており、周辺には船舶で利用しているレーダー等が存在しないことから、該当帯域を先行して利用させるという対応が可能と考える。</p> <p>また、キャリアセンス等の技術により、レーダーに影響を与えずに運用するための技術基準を定めることで、問題となる電波干渉は避けられるはずである。</p>
意見に対する回答	<p>5.47-5.725GHzにおけるレーダー等への影響を回避するためのキャリアセンス等の技術検討については、現在、ITUにおいて検討が行われているが、現時点においては共用が可能であるとの確認が得られていないことから、我が国や米国等においては、共用を認めていない。</p> <p>また、特区での限定的な使用であっても、我が国では、船舶レーダーだけでなく、他のレーダー等重要な公共業務用の無線局が全国で使用されており、干渉の可能性があることから現時点では困難である。</p> <p>今後、ITUにおける共用の検討が進展し、6月に開催される世界無線通信会議で無線LAN等への追加分配が行われた場合は、その検討結果を踏まえた上で、電波干渉の可能性のある関係者との間で共用条件や技術的な対策などに関して調整を行い、調整が終了次第、速やかに情報通信審議会に諮問することとしたい。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405170
特例要望事項	無線 LAN の出力基準の緩和
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>別荘地・山岳・高原地域では既存無線 LAN の数も少なく、影響は小さいと考えられるので、混信が発生した場合には、自治体の長が責任をもって混信回避の措置を行うことを条件とするなどの緩和が可能と考える。</p> <p>平成15年度中に制度化を予定している準ミリ波帯の利用は、市町村等の公共業務用に限定される理由を速やかに示されたい。</p>
意見に対する回答	<p>について</p> <p>無線 LAN は、インターネットへのアクセス手段、地方公共団体等の公共施設間の通信回線、家庭・オフィスにおける LAN の無線化等屋内外を問わず幅広い用途で使用されている。提案主体が希望する長野県内の別荘地、山岳・高原観光地において、出力を増大させた場合、当該別荘地、山岳・高原観光地及びその周辺地域における既存の無線 LAN の利用者に対して混信を与えるのみならず、今後無線 LAN の使用を希望する者に対しても混信により利用可能性を狭めることになる。このような混信を避けようとしても、これら他の無線 LAN 利用者も免許不要で利用できる以上、提案主体がこれらの利用者による運用の実態（運用数、運用場所）を把握することはできないため、混信回避の措置を実際に行うことは不可能である。</p> <p>について</p> <p>準ミリ波帯において電気通信業務用に利用可能な周波数については、既に 22/26/38 GHz 帯が利用可能となっており、現行制度で対応できる。</p> <p>このため、平成15年度中に制度化予定の無線システムは、準ミリ波帯においてこれまで制度化されていなかった地方公共団体や国の機関による公共業務用としての利用を可能とすることを主な目的とするものである。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405190
特例要望事項	第二種電気通信事業者に対する事業の制限の緩和
意見提出者名	長野県
意見の要点	電気通信事業者の規模基準としている線路のこう長の総延長距離の拡大についての回答をお願いしたい。
意見に対する回答	<ol style="list-style-type: none">1 ご意見に記述されている規模基準は、電気通信事業法の適用除外対象事業の範囲を定めるものです。2 この適用除外対象事業については、利用の公平（法第7条）、重要通信の確保（法第8条）等、利用者保護の観点から確保されるべき必要最小限の規定でさえ適用されないこととなるため、その規模が極めて小さく利用者の利益に影響することがほとんど想定されないものに限定しているところです。3 したがって、この規模基準を拡大することは、予定していません。
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405200
特例要望事項	山岳部等における長距離伝送が可能で設置が容易な無線アクセスシステムの実現
意見提出者名	長野県
意見の要点	提案の要望事項は5GHz帯無線システムの機器による中継接続(2台以上の接続)に関するものであり、その点について回答がなされていない。
意見に対する回答	5GHz帯無線アクセスシステムについては、将来的に利用できる周波数帯域を拡大していくこととしていますが、現状では限られた周波数をシステム間(複数の事業者間)で共用(5.03~5.091GHzのみだと3波を割当て)することにより周波数の有効利用を図るものであり、2台以上の中継も可能とした場合、中継のためのみに周波数が2波以上必要となることに加え、提案内容のように山岳部と市街地等の間の見通しの確保できる尾根等で利用した場合、極めて広範囲で電波干渉が発生し、市街地等に設置されている他の5GHz帯無線アクセスシステムへ大きな支障をきたすことが予想されることから、周波数有効利用の上で適当ではありません。
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405210
特例要望事項	<p>I P電話の電気通信番号の指定主体の拡大</p> <p>I P電話の電気通信番号の指定対象の拡大</p> <p>I P電話の総合品質に関する規制の緩和</p>
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>特区においては、自治体の長が責任をもって、電気通信番号を重複なく割り当てを行い、利用者の公平の利用を確保することを条件に特例を認めるべき。</p> <p>電気通信番号の割り当ては届出を免除されている第二種電気通信事業者（電気通信事業法第90条の適用除外対象）なら可能とすべき。</p> <p>インターネット経由であっても、一定の品質が確保されることを証明する方策が未整備であり、利用者が求める必要最低限の品質とはどの程度かが不明確。また、利用者の選択によって判断されるべきものであることを特区において実証したい。</p>
意見に対する回答	<p>「050」に続く4桁の事業者識別番号の割り当てを都道府県が行うこととし、異なる都道府県で重複する番号を使用された場合には、電話番号による接続ができない。仮に都道府県間で重複しないよう割り当てる場合でも、最終的に国が都道府県間の調整を行う必要があるなど、かえって行政効率が悪くなる。</p> <p>このため、電気通信番号が重複しないようかつ有限な番号を効率的に割り当てるためには、これまでどおり、国が一元的に行うことが適当である。</p> <p>なお、個々の加入者番号の割り当て主体については、特に定まっていないため、現在の事業者に加えて、事業者識別番号を割り当てられた事業者による管理の下で、都道府県が割り当てることは可能である。一般加入電話からI P電話向けの音声伝送役務を提供する電気通信事業者に電気通信番号を割り当てることは可能である。なお、電気通信事業法第90条の適用除外に該当する第2種電気通信事業者は、このような役務を提供する事業者とは想定されない。</p> <p>通話品質評価方法は、国際電気通信連合（ITU）の関連標準に準拠した標準を（社）情報通信技術委員会（TTC）が策定済みである。</p> <p>また、音声電話に対して利用者が求める最低限の品質は、ITU、欧州電気通信標準化機構（ETSI）等で定められており、我が国のI P電話の品質基準はこれを適用している。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405230
特例要望事項	<p>IP電話の電気通信番号の指定主体の拡大 IP電話の電気通信番号の指定対象の拡大 IP電話の総合品質に関する規制の緩和</p>
意見提出者名	マイクロソフトアジアリミテッド
意見の要点	<p>法体系上、一般第二種電気通信事業者については音声の総合品質に関する基準の適用がないため、品質レベルに関係なく第一種、特別第二種事業者と等しく050番号の割り当てを受けることができるはずであり、これを特区より順次開放することは特区の趣旨目的に合致する。</p> <p>IP電話とはインターネット網を経由する通信であることから、大幅なコスト削減が達成できる一方、一定の品質低下が避けられないという柔軟な電気通信役務であるべき。品質を政府規制により実現すればこの柔軟性が奪われ、ニュービジネスにとってビジネスモデルが成立しない。</p> <p>事業用電気通信設備規則の規定は努力規定であり、この規定により絶対的水準が達成されるものではないことは規定上明らかである。このような新規サービスを正面から認め、これを可能にする実験的扱いを特区について認めることは、電気通信事業が柔軟に自治体・事業者・消費者の要望に即して発展する上で資するものである。</p>
意見に対する回答	<p>基本的考え方として、一般加入電話からIP電話に「050」を使ってかける電話については、音声電話として国際的にも最低限レベルの品質を満たすことが利用者保護の点から必要と考える。また、「050」の番号から一定の品質が確保されたIP電話であることを期待しているにもかかわらず、相手によっては品質が確保されない場合には、利用者に混乱を与えることとなる。</p> <p>一方、IPネットワークのなかだけで、いわゆるインターネット電話サービスを提供する場合には、そもそも「050」番号の割り当てを受ける必要はなく、サービスを提供する事業者がそれぞれのIP電話に独自の番号を定めニュービジネスの展開を図ることは可能である。</p> <p>なお、「050」番号は電気通信番号規則に基づき加入電話からIP電話に向けた「音声伝送役務」に対して指定することとしており、「音声伝送役務」とは告示に定められた総合品質基準を満たすものである。すなわち、1種、2種の区別なく番号を指定できるが、品質基準は番号指定要件である。</p> <p>また、当該品質基準は国際的にみても音声電話として最低限とされる基準であることから、これを上回るために大幅な設備投資が必要となりビジネスモデル上の柔軟性が奪われるとは考えられない。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405260
特例要望事項	構内無線局への周波数ホッピング方式の適用
意見提出者名	財団法人 2005 年日本国際博覧会協会
意見の要点	<p>構内無線局に周波数ホッピング方式を認めるための省令、告示の改正が来年度始めとされているがその日程は確定されたものであるか。また、その施行日はいつになるか。</p> <p>あわせて、業界標準の作成について伺いたい。</p>
意見に対する回答	<p>関係省令の改正を行うためには、電波監理審議会に諮問し、意見の聴取を行うことが電波法により定められており、現在電波監理審議会に諮問するための省令案について検討中である。電波監理審議会より答申を得た後、官報に改正省令を公布する必要があるが、この官報への公布がなされた日に施行されるのが一般的である。</p> <p>民間標準規格については、社団法人電波産業会が作成しているが、そのスケジュール等については社団法人電波産業会に問い合わせいただきたい。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405270
特例要望事項	構内無線局の構内に設置した無線設備(リーダ)の移動制限の範囲の拡大
意見提出者名	財団法人2005年日本博覧会協会
意見の要点	2005年日本博覧会の各会場では、オープンスペースに集まった状態で一挙にチケットのICチップを読みとることで入退出の管理を簡便にし、同時に退出状況を含めて参加状態を把握したいので再要望する。
意見に対する回答	その場所における他の無線局の使用に影響が出ないようにすることとして構内無線局を開設することが可能である。
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405280
特例要望事項	特定小電力 RFID の空中線利得の向上
意見提出者名	財団法人 2005 年日本博覧会協会
意見の要点	特定小電力 RFID について、可能な通信距離について具体的な提示をお願いしたい。
意見に対する回答	<p>周波数ホッピング方式を用いた特定小電力システムの通信距離については、一例として情報通信審議会において検討されたケースでは、現状の3倍以上の約54cm()となる。ただし、これは単純にモデルケースとして計算したものであり、実際の通信距離は、周囲の電波環境、質問器、応答器の設置・運用環境、必要とする識別精度等により大きく異なるため、一概に決定できるものではない。個別のシステムの検討の際に、このような条件を加味して詳細な検討を行うことが重要と考える。</p> <p>なお、一般的には、長距離まで使用可能な質問器が近距離で利用されると他の用途やイベントで識別する応答器を誤って識別してしまう可能性が否定できず、使用が困難となる可能性があると思われる(13.56MHz帯を使用する実用システムでは、このような問題を起こさないようにするため、あえて出力を絞っていると聞いている。)</p> <p>(「2m程度」は、特定小電力システムの場合のモデルケースの通信距離ではない。)</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405340
特例要望事項	無線 LAN の出力基準の緩和
意見提出者名	株式会社ネオテニー
意見の要点	フェーズドアレイを用いた高指向性アンテナ（半値角 6°、利得 25 dBi）を使用することで、一度に混信を与える範囲を従来と同程度に抑えようとしており、情報通信審議会の答申に沿ったものになっている。
意見に対する回答	<p>提案されている利得 25 dBi のアンテナの場合、現行のものと同じと干渉面積とするためには、半値角を 6° よりも大幅に抑える必要がある。（$360 / 10^{((G-2.14)/10)}$（：アンテナ半値角、G：アンテナ利得））</p> <p>したがって、半値角 6°、利得 25 dBi のアンテナでは、混信を与える面積は現行のものよりも増大することになり、情報通信審議会における答申の方向性とは合致しない。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405450 (0405350 と思われます)
特例要望事項	2.4GHz 帯無線 LAN 及び 5GHz 帯無線アクセスシステムにおけるフェーズドアレイアンテナの使用
意見提出者名	株式会社ネオテニー
意見の要点	フェーズドアレイを用いる高指向性アンテナ(半値角 6°、利得 25 dBi)の使用について基準の緩和が必要である。
意見に対する回答	<p>(0405340 と同じ)</p> <p>提案されている利得 25 dBi のアンテナの場合、現行のものと同じと干渉面積とするためには、半値角を 6° よりも大幅に抑える必要がある。($360 / 10^{((G-2.14)/10)}$ (: アンテナ半値角、G : アンテナ利得))</p> <p>したがって、半値角 6°、利得 25 dBi のアンテナでは、混信を与える面積は現行のものよりも増大することになり、情報通信審議会における答申の方向性とは合致しない。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405360、0405370
特例要望事項	<p>IP電話の電気通信番号の指定主体の拡大</p> <p>IP電話の電気通信番号の指定対象の拡大</p> <p>IP電話の総合品質に関する規制の緩和</p>
意見提出者名	株式会社ネオテニー
意見の要点	<p>IP電話サービス及びその基盤となるIPネットワークについては、技術やサービスの革新が急激に進んでいる分野であることから、関連する様々なサービスの出現を考慮すれば、従来の電気通信ネットワークと共通の基準に従った電気通信番号の使用が確保されるべきとするのは適当ではなく、特定地域においてその基準を緩和することにより、関連サービスの出現の促進、当該地域における経済の活性化を図るべき。</p> <p>また、特定地域に係る番号管理団体が電気通信番号を配分するという仕組みが、直ちに電気通信番号の公平な利用を確保できなくするとはいえない。</p>
意見に対する回答	<p>そもそも、求める品質は音声電話として最低限のものであるなど電気通信番号の指定要件は厳しくない状況において、番号指定要件の緩和が関連サービスの促進、地域経済の活性化等に有効とは考えられない。また、「050」番号はIP電話に向けた一般加入電話からの発信に必要な番号として定めているものであり、一般加入電話等の電気通信ネットワークと共通の基準に従って電気通信番号の割当てを行うことが適当である。</p> <p>更に、「050」に続く4桁の事業者識別番号の割当てを都道府県が行うこととし、異なる都道府県で重複する番号を使用された場合には、電話番号による接続ができない。仮に都道府県間で重複しないよう割り当てる場合でも、最終的に国が都道府県間の調整を行う必要があるなど、かえって行政効率が悪くなる。このため、電気通信番号が重複しないようかつ有限な番号を効率的に割り当てるためには、これまでどおり、国が一元的に行うことが適当である。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405380
特例要望事項	<p>IP電話の電気通信番号の指定主体の拡大 IP電話の電気通信番号の指定対象の拡大 IP電話の総合品質に関する規制の緩和</p>
意見提出者名	株式会社ネオテニー
意見の要点	<p>現在の基準では、050から始まるIP電話番号は、専用ネットワークを持たないいわゆるインターネット電話には付与されない。品質が保証されないとされているためであるが、そのため、低設備投資のため参入しやすく利用者にとって利便性の高いインターネット電話の普及が進まないほか、関連サービスが実現できない。</p> <p>インターネット電話は「品質の保証」はなくとも、多くのケースで問題ない品質で通話できる関連技術が進んでおり、利用者判断で品質保証のない電話サービスを許容するという選択肢を与えることが適切。</p>
意見に対する回答	<p>一般加入電話からIP電話に「050」を使ってかける電話については、音声電話として国際的にも最低限レベルの品質を満たすことが利用者保護の点から必要と考える。また、「050」の番号から一定の品質が確保されたIP電話であることを期待しているにもかかわらず、相手によっては品質が確保されない場合には、利用者に混乱を与えることとなる。なお、多様な技術を活用することによって、最低限の品質が確保される場合には、「050」番号を割り当てることは可能である。</p> <p>一方、IPネットワークの中だけで、いわゆるインターネット電話サービスを提供する場合には、そもそも「050」番号の割り当てを受ける必要はなく、サービスを提供する事業者がそれぞれのIP電話に独自の番号を定めることが可能であり、品質についても自由な設定が可能である。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405390
特例要望事項	実験無線局の開設要件の緩和
意見提出者名	東京大学 工学部助教授 藤末健三
意見の要点	意見0405390に関して、総務省は昨年10月22日の回答と同様の回答を行っているが、そもそも0405390の自分の要望は、10月22日の回答と異なっているため、全然見当違いの回答となっている。自分の1月15日提出の要望の論理を理解して再回答願いたい。
意見に対する回答	<p>電波有効利用政策研究会から、短期実験局を設定するとともに、短期実験局について、実験局用周波数の確保と免許手続きの簡素化を図る特例措置の検討が適当である旨報告を受けたのは先の回答のとおり。</p> <p>免許手続きの簡素化について、具体的には次のとおり。</p> <p>短期実験局については、他の無線局への混信を防止しつつ、予め地域や周波数帯域を特定し、空中線電力等を制限すること、免許期間を1年程度の短期間に限定し、かつ、停波の確実を担保等の措置を前提としていることから、周波数割当可能性の審査については必要最小限とし、無線局の開設の根本的基準への合致の審査については実験目的の審査の省略、工事設計の技術基準への適合性の審査については、実験者や製造メーカー等の技術的能力を担保できる場合には、落成検査の省略の可能性も含め、一層簡素化・迅速化することが適当と提言されたところ。</p> <p>今後、この提言を踏まえて検討を進め、平成15年度(2003年度)中に結論を得た上で、所要の措置を講ずる予定。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405400
特例要望事項	周波数分配方式の緩和
意見提出者名	東京大学 工学部助教授 藤末健三
意見の要点	周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)では、全国一律に各周波数帯がある特定の業務に分配されているが、ある地方だけで利用できる無線サービスを導入できるようにするため、これを全国一律としない運用とすること。
意見に対する回答	<p>電波の効率的な利用を確保するために、国際電気通信連合(ITU)において周波数帯ごとに移動業務、固定業務、固定衛星業務など無線通信の態様(業務)への国際的な分配を定めている。我が国の周波数割当計画では、国際分配に基づき、国内的な周波数の分配を定めている。</p> <p>この業務ごとの分配の範囲内では柔軟な割当てが可能となっており、例えばタクシー無線など地域によってニーズが異なるような周波数については、既に地方総合通信局ごとに地域周波数利用計画を策定し、地域独自の割当ても可能である。このような地域独自に割当て可能な周波数については、電波利用ニーズの増加を踏まえ、拡大していくよう検討を進めていく。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405410
特例要望事項	無線LANの出力基準の緩和
意見提出者名	東京大学 国際・産学共同研究センター
意見の要点	<p>アメリカでは、既に全国レベルで認められており、日本で必ず大きな影響を与えと言えないのではないかと。</p> <p>1Wで困難であれば0.8Wではどうか。また、高出力無線を活用する利用者は届出制としてある程度の管理をすることとしてはどうか。</p>
意見に対する回答	<p>無線LANは、インターネットへのアクセス手段、地方公共団体等の公共施設間の通信回線、家庭・オフィスにおけるLANの無線化等屋内外を問わず幅広い用途で使用されている。提案主体が希望する東京都文京区において、出力を増大させた場合、文京区及びその周辺地域における既存の無線LANの利用者に対して混信を与えるのみならず、今後無線LANの使用を希望する者に対しても混信により利用可能性を狭めることになる。また、これら他の無線LAN利用者が免許不要で利用できる以上、これらの利用者による運用の実態(運用数、運用場所)を把握することはできないため、仮に高出力無線を活用する利用者を届出制として管理するとしても、混信を避けることにはつながらない。</p> <p>なお、0.8Wであるとしても、混信を与える面積は現在のものと比較すると大きくなり、混信を増大させることには変わりがない。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405420
特例要望事項	5GHz帯無線アクセスシステムの利用の拡大
意見提出者名	東京大学国際・産学協同研究センター
意見の要点	<p>ヨーロッパでは、レーダー等への影響を回避するため、無線LANのキャリアセンスレベルのルール化や技術開発などにより、同帯域の利用が実現している国もあると聞く。</p> <p>日本でも、同様の措置により、レーダー等への影響を避けつつ、無線LANでの利用が可能になるかどうかを実験する意味で、特区による先行実施をお願いしたい。</p>
意見に対する回答	<p>5.47-5.725GHzにおけるレーダー等への影響を回避するためのキャリアセンス等の技術検討については、現在、ITUにおいて検討が行われているが、現時点においては共用が可能であるとの確認が得られていないことから、我が国や米国等においては、共用を認めていない。</p> <p>また、特区での限定的な使用であっても、我が国では、レーダー等重要な公共業務用の無線局が全国で使用されており、干渉の可能性があることから現時点では困難である。</p> <p>今後、ITUにおける共用の検討が進展し、6月に開催される世界無線通信会議で無線LAN等への追加分配が行われた場合は、その検討結果を踏まえた上で、電波干渉の可能性のある関係者との間で共用条件や技術的な対策などに関して調整を行い、調整が終了次第、速やかに情報通信審議会に諮問することとしたい。</p>
担当省庁名	総務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0405430
特例要望事項	5GHz帯無線アクセスシステムの電気通信事業者以外への免許
意見提出者名	東京大学 国際・産学共同研究センター
意見の要点	<p>特区の特例措置(第1次)により、無線アクセスシステムの電気通信業務以外での活用が可能となっているが、その際、救急車は公共施設として認められるのか。</p>
意見に対する回答	<p>公共施設は、市役所・支所、保健・医療施設、文化施設、学校、消防署などのような「施設」をいうものであり、移動体(救急車)は含まれるものではありません。</p> <p>提案内容は医療施設に係るものですが、その構内・敷地内で特区の特例措置(第1次)である無線アクセスシステム活用事業を行うことは可能ですので、そうした構内・敷地内の範囲において、各施設間や救急車との間で、更にはホットスポット的に無線アクセスを行う事業は、特例措置の対象となり得ます。</p> <p>また、構内・敷地内の範囲を超えて移動する、位置・時間の特定されない移動体の無線局については、電波の発射の範囲を限定できず影響を与える範囲が広範囲に及ぶことが想定されるとともに、その影響の程度も予測できないため、本来電気通信事業者の行う通信事業の例外として特区における特例措置を設けた趣旨からも、これを特例措置として認めることは困難ですが、現行制度の枠組みの中で、一定の条件の下に、別途医療画像伝送システムに係る実験局として対応することは可能です。</p> <p>なお、これらの取扱いについては、今後計画する事業の内容にもよりますが、特区としての事業と実験局としての事業を組み合わせる行うことの可能性を排除するものではありません。</p>
担当省庁名	総務省

(様式)第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0406010
特例要望事項	銀行等による直接投資が可能になるように株式保有の制限の緩和
意見提出者名	東京都(港湾局)
意見の要点	投資事業有限責任組合による手法は限定された手法であり、また、銀行子会社等による取得も直接銀行等が自らの保有資産を運用するものでないことから、有効性に乏しいと考えることから再度要望する。
意見に対する回答	<p>(1) 独占禁止法第11条第1項ただし書の規定によって、銀行等が中小企業等投資事業有限責任組合の組合員(有限責任組合員)となり、組合財産として株式を取得し、又は保有することにより、ベンチャー企業に投資すること、銀行等が民法第667条第1項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを目的とする民法組合の組合員(非業務執行組合員)となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより、中小企業以外の企業に対して直接投資すること、総株主の議決権の5%(保険会社は10%)を超えない範囲で、銀行等が中小企業以外の企業の株式数の5%(保険会社は10%)を超えて直接投資することのいずれも可能である。</p> <p>したがって、東京都が提案する銀行等によるベンチャー企業や中小企業以外の優良企業への直接投資は、独占禁止法第11条の規定による議決権保有の制限を緩和することなく、現行規定の下においても可能である。</p> <p>また、中小企業等投資事業有限責任組合は、「円滑な資金供給を通じた中小企業等の自己資本の充実を促進」すること等を目的としている中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく組合であり、これによる投資は有効性に乏しいとはいえない。</p> <p>(2) 独占禁止法第11条によって、銀行等の議決権保有を制限している趣旨は、</p> <p>ア 豊富な資金力を有し、かつ、融資を通じて他の会社に大きな影響力を持つ銀行等の議決権保有を制限することにより、銀行等を中心とした事業支配力の過度の集中が生じることを防止する、</p> <p>イ 銀行等が事業会社と結び付くことにより、当該事業会社と競争関係にある会社を不利に扱う等資金の流れに歪みが生じ、当該事業会社の属する市場での競争が歪められる等の可能性、</p> <p>例えば、銀行等が取引先に対し、結び付きのある事業会社の取り扱う商品の購入を要請したり、銀行等が当該事業会社の経営に不当に関与する等の不公正取引の素地の形成を防止するというものである。</p> <p>東京都において、独占禁止法第11条による銀行等の議決権保有の制限を超えて銀行等と事業会社との結び付きが生じた場合、銀行等が東京都内外の融資先等に対し当該事業会社の取り扱う商品の購入を強要する、他の道府県の競争会社を不利に扱う等が生じるおそれがあり、全国に影響が及び得るものである。</p> <p>また、東京都の提案する銀行等によるベンチャー企業や中小企業以外の優良企業への直接投資は、独占禁止法第11条の規定による議決権保有の制限を緩和することなく、現行規定の下においても可能である。</p>

	したがって、特区において独占禁止法第 11 条による銀行等の議決権保有の制限を緩和することはできない。
担当省庁名	総務省公正取引委員会

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	046020
特例要望事項	宝くじのはずれくじ及び特定店舗の取引のポイント積算による一般懸賞規制の上限額の引き上げ
意見提出者名	個人
意見の要点	当該提案はビジネスモデル特許実施のためのポイントの蓄積に関する当該企画についてのみ景品規制を撤廃するよう申請するものであって、景品表示法の景品規制全体に及ぶものではない。
意見に対する回答	<p>当該提案は、当該企画を実施するため、現行の一般懸賞規制の上限額が10万円であるところ、1000万円までの景品提供について規制の撤廃を求めるものであり、ポイントの蓄積に関してのみの法適用の撤廃に止まるものではない。また、当該企画が継続される限り、参加者はいつかは高額な景品類を得ることができると考えられるような企画内容となっていることから、消費者の射幸心を著しく煽り、適正な商品選択を歪める行為に該当するおそれが強い企画であると考えられる。</p> <p>したがって、当該提案は、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護するという景品表示法の趣旨に照らし合わせれば、特区の対象としては適当ではない。</p>
担当省庁名	総務省公正取引委員会